

これまでの御指摘と対応方向

2020年5月11日
農林水産省生産局畜産部

1. 第2回検討委員会でお示した新制度のイメージ

事業者

畜舎の利用に関する計画

- ・ 飼養する家畜の種類
- ・ 畜舎の規模、敷地の所在
- ・ 当該畜舎を利用する期間
- ・ 畜舎に立ち入る人数・時間
- ・ 利用計画の終期



等

計画に問題がない場合

行政

- ・ 上記の計画が適切であること
 - ・ 事業者が家畜排せつ物処理法等の法令に違反していないこと
- 等を確認

左記を満たす計画に基づく畜舎等の建築を行う場合には新制度の選択が可能

- ・ 関係市町村の同意
 - ・ 当該畜舎等が、
 - ・ 新制度に基づくものであること
 - ・ いつまで存続するか
- について掲示



行政

- ・ 計画通りに利用されているか等
- について、定期に確認

2. 第2回検討委員会でいただいた御意見と対応方向①

<新制度の位置付け>

主な御意見

- 事業者が新制度を選択することが可能ということが重要
- 畜舎のように用途が限定されているものについて、畜舎の利用に関する基準(ソフト基準)を遵守することを要件として建築基準法とは別の枠組で規制することは合理的
- ソフト基準には、労働コストの低減につながる省力化に係る取組のほか、災害に対する備えに関する取組を定めるべきではないか
- 新制度で建築する場合、大規模なものについては都市計画区域外とするなどの配慮が必要ではないか

対応方向

- 新制度の利用は事業者が新制度または建築基準法を選択できる制度とする
- ソフト基準については、第2回検討委員会でお示した畜産振興の観点から定める基準(家畜排せつ物の適切な処理や省力化に関する事項)に加え、防災の観点からの基準(避難路の確保や避難手順の確認等)も盛り込む
- 第2回検討委員会でお示したとおり、新制度の適用対象地域は、市街化区域・用途地域等外に限定

2. 第2回検討委員会でいただいた御意見と対応方向②

<構造基準の緩和>

主な御意見

- 現行の畜舎建築基準、特に外力に対する基準については、既に限界まで緩和されているのではないか
- 更に緩和するのであれば、建築基準法で求められている安全性とは異なり、最低限確認する部分と、これ以上はいらぬところを明確化すべき
- 従業員を保護する観点からも緩和する場合、例えばどれぐらいの震度まで耐えられるのか等を明確化すべき
- 畜種ごとに事情が異なるのであれば、畜種ごとに基準を作ってはどうか

対応方向

- 新制度の対象となる畜舎は、平屋に限定することとし、高さ、軒高については、国内で実績のある工作物扱いとなっている膜構造畜舎の高さ等を参考に検討
- 構造基準の緩和に当たっては、畜産振興の観点から設ける基準に加えて、畜舎内の滞在密度の制限、避難路の確保などのソフト基準に基づき対策を強化し安全性を確保
- 建築人件費や工期・施工瑕疵を削減する観点から、プレハブ(ユニット)工法モデルも含めて検討
- 畜種固有の事情があれば、新制度の中で対応(告示等を想定)

2. 第2回検討委員会でいただいた御意見と対応方向③

<手続きの簡素化等>

主な御意見

- 畜舎とロータリーパーラー等の建物を通路でつないだ場合に一つの建物とみなす建築基準法の考え方をとるべきではない
- 木造500㎡、その他200㎡で必要な手続きに差を設けるのではなく、家族経営に資する観点から、平均的飼養規模に必要な1000㎡を基準として手続きに差を設けるべき



対応方向

- 畜舎と構造上独立している(基礎を共有しない、相互に力が伝わらない)と考えられるロータリーパーラー等については、新制度においては一つの建物とは扱わない方向で検討
- ハード基準の確認を要する面積については、現行建築基準法の木造500㎡、その他200㎡を大幅に引き上げ、手続を簡素化すること検討

2. 第2回検討委員会でいただいた御意見と対応方向④

<コスト削減について>

主な御意見

- 建築コストの削減とともに、省力化などにより労働時間を低減させて経営コストを削減することが重要
- 建築コストに与える影響は、荷重等の低減による構造基準の緩和よりも、職人不足による要因の方が大きい
- 海外で利用されている畜舎を我が国でも導入できるようにJIS規格以外の海外規格の部材を農林水産大臣が指定する形で使用できないのか
- 実質的にJIS規格以外の資材が利用困難な理由は何か

対応方向

- 畜舎で使用される部材及びシステム(海外製ドーム畜舎のようなユニット)については、建築コスト削減効果の高いものを優先する形で強度試験等を行い、農林水産大臣が指定して使用できる方向で検討
- ※ 海外の畜舎等を輸入している業者からヒアリングしたところ、JIS規格の同等性の評価にあたっては、JIS認定機関での材料の物性実験データが必要となるが、試験にかかるコストも膨大になるため、一企業単位での標準化への取組は困難との意見があった

2. 第2回検討委員会でいただいた御意見と対応方向⑤

<新制度の運用>

主な御意見

- 新制度の運用にあたっては建築士が関与するのであれば、新制度と建築基準法の違いが分かるような形で示されるべき
- 新制度に基づき建築士が設計した緩和された構造基準による畜舎の安全性について、建築士が保証するという形にならないようにすべき

対応方向

- 新制度の対象となる畜舎は、新制度の施行後に新築、増改築(既存畜舎部分についても新基準への適合が必要)されるものに限るものとし、新制度の施行に当たっては、建築基準法との相違点の周知に十分に時間をかけることとする
- 新制度に基づく畜舎は建築士の設計に基づき、建築されたものに限るものとする。また、新制度に基づく基準は農林水産大臣が示すこととし、新制度に基づく畜舎を建築する事業者はその構造基準の趣旨を理解した上で自らの責任で建築することとするよう、制度を周知する